

# デュプリケートブリッジの規則 2017 年版

## 管轄団体および主催団体としての規定

デュプリケートブリッジの規則 2017 年版において管轄団体や主催団体に細則の制定が委ねられている部分に関しては以下のようにいたします。管轄団体と主催団体に関してはブリッジの規則第 80 条をご参照ください。

以下の文書は JCBL HANDBOOK に記載されている名前です。記載にあたっては JCBL を省略します。

競技会での手続き

競技会運営規則の要約

見物人規定

JCBL 公認コンベンションリスト

JCBL アラート規定

### 管轄団体

#### 定義 アラート (Alert)

アラートの仕方はアラート規定および競技会での手続きで規定。

#### 第 1 条 パック

B、カードの表を対称にすることは要求しない。

#### 第12条 ディレクターの裁量権

C2(b)、IMP 戦においてのアベレージプラスはプラス 3IMP、アベレージマイナスはマイナス 3IMP とする。

C2(d)、異なる調整スコアは特に定めない。

#### 第16条 正当な情報と不当な情報

B2、後でディレクターを呼ぶ権利は禁止にしない。

#### 第18条 ビッド

F、コールを行う別の方法は競技会の手続きにて、ビディングシート、ビディングボックス、スクリーン付きのテーブルでの手順を規定。

#### 第20条 コールの復唱と説明

F、筆記による説明は競技会の手続きにてスクリーン付きのテーブルでの手順を規定。

G、オークションおよびプレイ期間中の自分のシステムカードの参照は認めない。ただし第 40 条 B2(b)の通りディクレアラー側は説明期間に自分のシステムカードを参照できる。

#### 第40条 パートナー間の了解事項

A1(b)、パートナー間の合意事項を対戦相手に公開する義務は、公認コンベンションリストにて規定。試合要項にて別途規定されることがある。

B1(b)、「パートナー間の特別な了解事項」は公認コンベンションリストに記載。

B1(c)、アーティフィシヤルなコールは全て「パートナー間の特別な了解事項」になる。

B2(a)(i)、「パートナー間の特別な了解事項」は公認コンベンションリストに記載。

B2(a)(ii)、システムカードの使用と補足シートの利用に関しては公認コンベンションリストに記載。

B2(a)(iii)、アラート手順は、アラート規定、競技会での手続きにて規定。

B2(a)(iv)、対戦相手の違反行為の後で了解事項を変える合意を禁止する。

B2(a)(v)、アーティフィシヤルコールのサイキックに関しては公認コンベンションリストに記載。

B2(b)、オークションおよびプレイ期間中の自分のシステムカードの参照は認めない。ただしここに定める通りディクレアラー側は説明期間に自分のシステムカードを参照できる。

B2(c)、対戦相手のシステムカードを参照することを規則にある「自分のコールあるいはプレイする順番のとき」に加えどのタイミングでも常に認める。ただし対戦相手のシステムカードを参照する行為自体はパートナーにとって不当な情報になることに注意する。

B2(d)、オークションとプレイ期間中、記憶や計算、または技術の助けとなるようなものの使用は認めない。

#### 第41条 プレイの開始

脚注、オープニングリードは伏せて出すよう競技会の手続きにて規定。

#### 第45条 プレイされたカード

脚注、オープニングリードは伏せて出すよう競技会の手続きにて規定。

#### 第70条 異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」

E2、「取りの宣言」の説明でスタートをプレイする順番が明らかにされなかった場合、プレイされたとディレクターがみなす順番は特に定めていない。

#### 第73条 意思の伝達、テンポとディセプション

A2、オークションの第1ラウンド、スキップビッドの警告の後、または1トリック目などに一定の間を取ることを競技会での手続きにて規定、スキップビッドの警告の後（ストップの宣言の後）を規定、それ以外は推奨されている。

#### 第76条 見物人

A2、見物人の行動は見物人規定により定める。B項に加え、ラウンドごとにボードを追いかけて見物することを禁止する。また主催団体は別途規定することができる。

C2、見物人が引き起こした違反行為を処理する手順は見物人規定にて規定。また主催団体は別途規定することができる。

#### 第78条 採点方式および試合要項

D、マッチポイント、IMP、トータルポイント以外の別の採点方式は競技会運営規則の要約に記載。

#### 第86条 チーム戦

B3、特に定めていない。

#### 第93条 上告の手順

C1、再審はルール委員会に対して希望できることを上告委員会運営細則にて規定。

C3(b)、上告の手順は上告委員会運営細則にて規定。

#### 主催団体

#### 定義 セッション (Session)

スコアを合わせることが可能な区切りで通常20～32ボードもしくは3時間前後の期間。

#### 第12条 ディレクターの裁量権

C2(b)、IMP戦においてのアベレージプラスはプラス3IMP、アベレージマイナスはマイナス3IMPとする。

#### 第76条 見物人

A2、見物人の行動について試合要項にて別途規定することがある。

C2、見物人が引き起こした違反行為を処理する手順を試合要項にて別途規定することがある。

#### 第79条 取ったトリック数

C1、スコアの訂正期限は、別途公表されていないければ最終セッションのスコアが公表されてから30分後に終了する。（競技会規定の要約より）

C2、訂正期限終了後の訂正をディレクターおよび主催団体の両者が明らかに主催者側の記入・集計ミスであると確認した場合にかぎり認める。（競技会規定の要約より）

#### 第92条 上告権

B、上告の意思表示はセッションのスコア公表後30分以内と上告委員会運営細則にて規定。